

建設関連産業活性化支援事業に伴うアドバイザー派遣制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市内に本拠を置く建設業団体等が自ら行う企業の経営基盤の強化や経営の多角化等の活性化への取組に対して、横浜市が支援を行うことによって、建設業の良好な企業活動の発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「アドバイザー」とは、企業活性化に関して専門的知識や経験を有する者で、中小企業診断士、弁護士、税理士、学識経験者、コンサルタント、企業職員等、又は前述の者を派遣する法人をいう。
- (2) 「建設業」とは、土木・建築及びそれに附帯する設計・工事等を行うものをいう。
- (3) 「建設業団体」とは、市内に本拠を置く建設業団体及び市内に本拠を置く建設業団体を含む団体等の連合したものをいう。
- (4) 「建設業を営む企業」とは、市内に本拠を置く建設業を営む企業及び市内に本拠を置く建設業を営む企業を主体とするグループをいう。
- (5) 「活性化への取組」とは、経営基盤の強化、企業間連携、経営の多角化、新分野進出等の革新的経営による企業活性化を目的とした取組をいう。

(派遣制度の内容)

第3条 市長は、申請に基づき、次の各号に掲げる活動に対してアドバイザーを派遣する。なお、アドバイザーが法人の場合は、当該法人の従業員、又は当該法人に登録している者のうち、企業活性化に関して専門的知識や経験を有する者を派遣する。

- (1) 建設業活性化への取組を支援することを目的に建設業団体により設置される相談窓口において、助言・相談業務を行うもの
- (2) 建設業団体及び建設業を営む企業が主催する、建設業活性化への取組に関するセミナー、研究会、勉強会等を行うもので、講演・助言・相談等を必要とするもの

(申請手続)

第4条 前条の規定による申請を行うものは、あらかじめ申請内容等について市長と協議するものとする。

- 2 前項の協議において、市長は、本制度の適正な運営を図るため、必要に応じて申請者に対し情報の提供及び助言、指導を行う。
- 3 申請者は、アドバイザー派遣申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。
- 4 建設業を営む企業が、同一年度内において複数回にわたって本制度を利用する場合は、前回の派遣に係る第6条の報告を行った日から60日が経過しない間については、前項に定める申請を行うことはできない。
- 5 申請者は、アドバイザーの派遣について、申請の取下げをする場合には、アドバイザー派遣取

下げ申請書（第4号様式）をあらかじめ市長に提出するものとする。

（申請の審査及び派遣の決定）

第5条 前条第3項の申請があった場合には、市長は速やかに内容を審査のうえ、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の派遣の決定にあたっては、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、申請者と協議のうえ内容の修正を求めることができるものとする。

3 市長は、派遣の可否を決定するにあたっては、予算の範囲内で派遣回数等を決定できるものとする。

4 市長は、派遣を決定したときは、アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、前条第4項の申請により派遣の取消しを決定したときは、アドバイザー派遣取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（報告）

第6条 申請者は、派遣が完了したときに、速やかにアドバイザー派遣完了報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 建設業団体へのアドバイザー派遣に係わる費用は、1回あたり5万円を上限として、横浜市が負担するものとする。

2 建設業を営む企業へのアドバイザー派遣に係わる費用は、1回あたり3万円を上限として、横浜市が負担するものとする。

（窓口）

第8条 建設関連産業活性化支援事業に伴うアドバイザー派遣制度についての窓口は、建築局公共建築部営繕企画課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

ただし、令和元年度に係る派遣については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。